

第6回 福祉・保育・介護 TF 議事概要

1. 日時：平成19年11月5日（月）9：00～10：46
2. 場所：永田町合同庁舎2階 第2共用会議室
3. 項目：厚生労働省・文部科学省との意見交換
「保育分野について」
4. 出席者：【規制改革会議】白石主査、翁委員、鈴木専門委員
【厚生労働省】雇用均等・児童家庭局保育課 課長 義本 博司
雇用均等・児童家庭局母子保健課 課長補佐 小林 秀幸
【文部科学省】初等中等教育局幼児教育課 課長 田河 慶太
【規制改革推進室】田島室参事 他

5. 議事：

（厚生労働省・文部科学省関係者入室）

○白石主査 朝からお越しいただきありがとうございます。今日はお時間を1時間40分ちょうだいしております。事前に差し上げました質問も盛りだくさんでございますので、ご説明なしに、お送りいただいているご回答にこちらから再度お伺いするというスタンスでもよろしゅうございますか。

○義本課長 ちょっと説明させてください、ざっと。

○白石主査 何分ぐらいかかりますか。

○義本課長 30分とは言いませんので、10分ぐらい。

○白石主査 では、細かいんですけれども、なんとか7分ぐらいで収めていただけてもらって。すみません。

○義本課長 7分、わかりました。非常に盛りだくさんの、5項目39問にわたってご質問いただいておりますので、資料を用意していますので、それに基づきまして、ざっとポイントだけお話ししたいと思います。

保育制度については3項目ということで、直接契約等の問題について、これはもう白石主査ご案内のとおり、ここ数年にわたって議論させていただいたところでございます。ここに書いていますように、自立性を高める可能性がある一方、市町村の責任の問題という

ことで、特定の保育所に集中の問題、あるいは必要の高い児童についての排除の可能性があると同時に、供給が需要を下回っている現状においてどうなるかという問題がありますので、そういうことをどう考えるかという話がございます。ここは今年6月に決定されましたとおりでございますので、それに沿ってやっていく、それから、認定こども園への問題。これは後ほどまた出てきますけれども、4月から本格実施ということで、設置数が全体で105件、そのうち保育所の制度の特例を設けているのは、いわゆる私立認定保育所について38件で、しかも、保育所由来のものについては7件ということで、まだ数が限られているということで、具体的に検証できる段階ではないということがございます。それは今後の設置の状況を踏まえまして具体的に検証していきたいということでございます。あと、4番目に書いてございますけれども、保育サービスを含めまして、子育て支援全体についてはご案内のとおり、今、少子化の重点戦略検討会議で包括的な将来の次世代制度の枠組みについて構築しておりますので、その検討の状況を踏まえて私どもとしては対応していきたいと思っております。

それから、東京都の認証保育所の話でございます。ご案内のとおり380施設、1万人以上の児童を預かっていることで、独自の制度としての役割を果たしていただいているというのはそのとおりでございます。ただ、国としましては、資料として比較表を付けていますけれども、認証保育所については、基本的には国の基準を下回るものでございますので、位置づけとしては認可外保育施設でございます。ですから、認可外保育施設のものにつきましても、私どもとしては、支援するという事は考えておりません。特に東京都の場合につきましても、ご案内のとおり、国の基準の2倍以上について助成が認可保育所に出ていますし、その中で、地域間の財政力の格差が今、問題になっている中において、認証保育所に助成するという事については、国民的な理解を得られるかという問題にもあるということについて付言させていただきます。認可外保育施設については、認可化を進めるということが基本的な方針でございまして、そのための予算とか助成制度を設けているところでございます。

それから、直接補助方式の問題でございます。これはもう既にご案内のとおり、論点としては出尽くしているところでございます。特に保険の問題については、そもそもなじむのかという問題もございますし、それから、ここにございますような対象をどうするかという問題、財源の確保の問題、費用負担をどうするかという話等々、課題がございます。特に今、消費税などもいろんな議論がある中において、新たな国民負担を求めるということについて理解が得られるかという問題があるというふうに考えているところでございます。基本的なスタンスとしては、ここに書いているとおりでございます。佐賀県の育児保険制度については、独自の提案、意欲的にされたということで敬意は表したいと存じますが、内容について、私どもとしては評価する立場にはございません。

それから、最低基準の問題でございます。これにつきましては、ここに書いているとおりでございますけれども、特に、基準の弾力化を含め、見直しをする場合について、現行

の基準も含めてどうなのかという問題については、具体的、科学的に検証しないといけないと思っております。特に面積の基準といった構造的な基準だけでいいのかどうか、あるいは性能とか機能に着目したのも考えないといけないのかどうかも含めて検証することが必要だと思っているところでございます。

それから、保育士の資格の問題でございます。2の(2)でございます。これはここに書いてあるとおりでございますけれども、子どもの処遇に直接かかわる問題でございますし、利用者は保育の質について非常に敏感でございます。特に今の現場においては、2ポツに書いてございますように、障害児の受入れとか、あるいは困難を抱える家庭の問題、ここには書いてございませぬけれども、モンスターペアレントの問題も含めまして、現場においては、資質能力、あるいは実践力に非常に高いものが求められているところでございます。そういう中で、資格要件を緩和するということについては、適当ではないというふうに思っているところでございます。最近では、北九州の認可外保育施設で死亡事故が起りましたけれども、それも無資格の保育士の事件だったということもございませぬ。

それから、2の(3)のいわゆる弾力化の措置のところでございますが、ここについては、白石主査に挙げていただいておりますように、この制度は平成10年からスタートしておりますけれども、自治体の方で既に定着しているもので、もう自治体に任せればいいのかというご議論をいただいております。この問題というのは、特に弾力化を図るという問題だけではなくて、定員の超過している状況が恒常的に続けば、それは定員化しないといけない問題もはらんでいるところでございます。3ポツにございますように、弾力化のルールの見直しということだけではなくて、定員を改定しやすくする方策ですとか、あるいは途中入所の扱いということを総合的に見直して、私どもとしては検討しないといけないということで考えているところでございます。

3の入所要件のところでございますが、特に就労の状況ですとか家庭の状況については、制定当時と変わっているということについて、私どもも認識しているところでございますが、「欠ける」要件を見直すことになれば、対象の拡大ということが考えられます。その際の財源をどういうふうに確保するのか、財源を確保した上でも、更なる受け皿をどういうふうに用意するかという問題をちゃんと考えないと混乱が生じる恐れがあると思っております。それから、3ポツにございますように、いわゆる保育のニーズとしましては、一時的に預かってほしいとか、短時間の保育をしてほしいというような多様なニーズがございませぬ。そのニーズについては、保育所の保育だけでいいのかどうか、あるいは子育ての拠点ですとか、一時預かりというような中で、多様な形で対応するというところもあるかと思っております。そういう全体の中で考えていかないといけない問題だと認識しておるところでございます。

3の(2)は、ここに書いてあるとおりでございます。

3の(3)の月額制の問題について、日割、あるいは時間単位で変更してはどうかという話がございませぬ。ここに書かせていただいておりますけれども、そもそも日割、あるいは時

間単位で利用する場合については、財源の確保ですとか、あるいは費用負担の在り方等、根本的な制度の議論があることに加えまして、特に保育所については、子どもを単に預かっているということだけではなくて、幼児教育を担う機能を持っているところがございますし、子どもの発達保証という観点から、やはり継続的な時間、保育をしていくという機能を持っているところがございます。そういう点をどう考えるかという問題もこの点についてであろうかと思っておるところでございます。

3の(4)は、ここに書いていますとおりでございます。

認定こども園のところにつきましては、10問挙げていただいておりますけれども、統計データについては省略させていただきまして、(2)の補助金で、4類型に対しまして補助しているところがございます。2ポツに述べていますとおり、既に公立については一般財源化しておりまして、私立のみの国の補助制度でございます。この問題については、この資料をちょっとめくっていただきまして、私立幼稚園とか私立保育所を書いた資料がございますけれども、基本的には国の制度を基本にしまして、既存園から幼保連携型の私立認定保育所に移行する場合については、施設とか設備の特例、加えまして財政上の特例としまして、社会福祉法人または学校法人という法人の別にかかわらず、幼保連携型については補助するですとか、あるいは保育所認可について定員の下限を引き下げるといような形にしているということで、対応しやすくしているということでございます。そういう組み合わせで対応しております。

(3)については、ここに書いていますとおりでございます。

(4)(5)につきましては、特に予算の執行の話、それから、手続の不便さの問題が上がっているのです、それをどういうふうに考えていくのかという問題でございます。(5)に書いてございますように、この点につきましては、都道府県、市町村の窓口の一本化、申請書類の共通化を図ることに加えまして、監査のスケジュールを調整するという形で、極力その負担を権限するという方向、あるいは事務処理の手続の簡素化をお願いしておりますけれども、それを一層進めていきたいと思っております。

○白石主査 義本さん、そろそろ8分経過しますので、あとはもう。

○義本課長 8分ですか。

○白石主査 簡潔にご説明いただきありがとうございます。あとは質問の中でご見解を伺ってまいりたいと思います。

○義本課長 わかりました。結構です。

○白石主査 それでは、ご説明のところ、こちらが理解不十分なところなど、1番の保

育制度のところから少しお尋ねさせていただきたいと思います。先ほど、回答の1番のところ、供給が需要を下回っている中ではすごく難しいというお答えだったんですけども、低所得とか、障害を抱えるお子さんとか、特別なニーズを要するお子さんについては、なんらかの工夫によって排除されるということはないと思うんです。今でも市町村でポイント制をつくっていらっしゃると思うんですけども、さらに明確化したり、また、そういう人たちを預かれば、少しインセンティブを出すということについて工夫の余地はあると思うんですが、ここについてはいかがでございましょうか。

○義本課長 どういうふうな制度設計にしていくかという問題でございます。そこは、今の認定こども園でも、例えば料金については届出にするとかいう形にしております。ただ、いろんなやり方がございますけれども、實際上、どういうふうな問題があるのか等については、やはりいろんな懸念があるという可能性はあると思います。机上でいろんな形で制度を考えるとかいうことは、それは議論としてはできるかと思えますけれども、いずれにせよ、こういうふうな問題をはらんでいるという点については、やはりご理解いただきたいと思っているところでございます。

○鈴木専門委員 その点がまさによくわからないんですけども、直接契約方式にすると、なぜ必要度の高い児童が排除されるという論理になるのでしょうか。

○義本課長 特に市町村の責任をあいまいにするという点になりますので、当然のことながら制度の設計においては、今おっしゃったように、ポイント制を設計するとか、あるいは障害児とか、あるいは低所得世帯については配慮するにしても、実際の運用をするについては市町村ではなくて、施設側の責任ということになる訳でございます。それが本当に今おっしゃったような懸念がないかどうかについては、それは實際上、始めてみないとわかりません。

○鈴木専門委員 直接補助方式イコールすべての規制がなくなるということではありませんでしょう。つまり、設置などは全部市町村がする訳ですので、そこがなぜ直接方式とリンクするのかというのがまだ私にはよく理解できません。

○義本課長 ですから、さっき申しましたように、市町村の関与ないし自治体の関与をどういうふうに設計していくのかという問題とこれはリンクしているところだと思っております。

○鈴木専門委員 ただ、今の時点で、なぜ直接方式に変えることだけでこういうことが起きると言われるのかがよくわからないということです。

○義本課長 ですから、今、申し上げましたように、この問題というのはおそらく契約をどうするかという問題とあわせまして、市町村の関与をどういうふうに設計していくのかという話とつながってくる話だと思っています。ここに書いていますように、内在の問題を考えてもそういうふうな話が出るということでございます。ですから、それをどういうふうに考えていくのかという話で、認定こども園においても、一定の形として市町村が関与する形を残した形で設計している訳でございます。ですから、それをどう組み合わせるかという問題だと思っています。

○鈴木専門委員 だから、この場合でも、市町村の関与が単にきちんとされていれば問題はないということではないんですか。

○義本課長 ただ、ここは、まさにその点については認定こども園でこれから検証しようというところでございますから、そこを見てもいいとわかりません。

○鈴木専門委員 あと、認証保育所も、そういう仕組みですね。直接補助ではありませんけれども、それにわりと近い形で価格が自由に設定されているということですので、認証保育所も是非ご検証の1つのデータにしていただければと思います。

○義本課長 ただ、認証保育所につきましては、保育料の問題ですとか、實際上、利用している方々の属性ということをちゃんと分析しないといけない話だと思っています。ただ、その辺のところについては、まだ議論としては、認定こども園についてはこれからでございますし、私どもとしては、評価できる段階ではないと思っています。

○鈴木専門委員 だから、認定こども園で評価するということは今はできないということでございますね。それを検証してからということになると、いつもまでも、このテーマ自体がまったく議論できないということになります。

○義本課長 3か年計画でありますように、ここはやはり実施状況を踏まえた上でということになりますから、それは私どもとしては考えています。

○鈴木専門委員 そうすると、実施状況を踏まえて、3か年の後で、しかも認定こども園の評価ができるようになってからしかこの部分は議論しないというご趣旨になりますね。

○義本課長 ですから、先ほど上げましたように、認定こども園については、設置の促進ということについては、国会の決議もありますし、それから、この会議の中においてもご

指摘いただいていますから、そこはいろんな形で工夫していかないといけないと思っています。その中において、どう検証していくかという問題だと思います。

○白石主査 今、団塊の世代のジュニアがちょうど出産期に入っていて、これから50年すると人口が約8,900万になっていく中で、保育需要というのも相当変わっていくと思うんですね。私どもからすれば、今やらないでいつやるという感じなんです。3か年計画にあるように長期的に検討などということを行っている、この需給構造の逼迫から状況が変わっていくと思うんです。

○義本課長 そこは、問題意識としてはお話ししようと思っていますけれども、直接契約を導入すればすべて解決するとか、供給が増えていく話ではなくて、そもそも財源をしっかりと投入し、市町村に取組みをしていただいて、保育の枠を増やしていくという取組みをしないといけないというのは、まさしくそうでございます。その中でどう考えるかの話ですから、私どもとしては、そこをうまく取り組んでいかないといけないということだと思っています。これまでの、ここに出された応援プランもそうですけれども、今まさに、ここにごきますような重点戦略検討会議の中において、特に今、白石主査にご指摘いただきましたように、3歳未満の保育の枠が非常に少ない訳です。待機児童につきましても、7割ぐらいは基本的には3歳未満でございます。

カバー率自身も、これをご覧のとおり、フランスとか、他の国については、対象児童、3歳未満の4割以上は大体カバーしているんですけれども、日本の場合は2割にとどまっています。

ですから、まさしく白石主査ご指摘のとおり、結婚・出産か、あるいは仕事かというような二者択一する状況はやはり変えていかないといけません。そのために保育の機能というのは拡充しないといけないという問題は私どもも認識していますので、むしろそれをどう拡充していくのかということについては、まさしくこの重点戦略検討会議でもご議論いただいています。

ですから、そこはしっかりと財源を投入し、枠を増やしていくための計画的な取組みをしないといけません。まずそれを解決しないことには、今、主査ご指摘のような団塊ジュニアの問題についても解決しません。ですから、契約制の話を挙げていただいていますけれども、まずは枠をどういうふうに拡充するかということを考えないと、ここにごきますような需給状況の違いによる混乱とか、問題は懸念として残ってくるということだと思えます。

○白石主査 今、お話に出た重点戦略検討会議なんですけれども、私も中間の骨子を拝見したら、わりとワーク・ライフ・バランスとか働き方の改革というものが色濃くて、多様な働き方を支える子育て支援サービスと保育環境の整備というのは二次的と言いますか。

○義本課長 いいえ、そんなことはありません。

○白石主査 ないんですか。

○義本課長 両輪です。

○白石主査 そうしたら、この中での結論が相当色濃く出てくれば、今、おっしゃっているような検討というのももう少しスピーディーに進むと考えてよろしゅうございますか。

○義本課長 新聞でも出ていましたけれども、これはあくまでも今の足元の数字の試算ですけれども、例えば保育需要について、今、申しあげましたようにカバー率を、例えば就業継続をしていくためにどれだけ必要なのか、数字としては、今、1子を出産して就業継続している方の割合は大体30数%ですけれども、すべての希望をかなえれば50数%になります。それを実現するために、今の保育所の3歳未満のカバー率自身が38%とか、そういう数字を目標にしようという形で、それを試算すれば、大体1兆幾らとかいう形を出している訳でございます。ですから、財源をどう投入しないといけないかという議論をしっかりといただいている訳ですから、その議論を踏まえて私どもとしては考えていかないといけないということだと思っています。

○翁委員 量の議論と同時に、やはり質の向上ということも非常に重要であって、そこは利用者の選択可能性というものが入ることによって質の向上も図れるのですから、一定の配慮を、低所得者とか、虐待の問題とか、そういった方々への配慮を前提にした上で、そういう設計に、是非検討するということが自体はですね。

○義本課長 質の話としては、確かに利用者の目とか評価、第三者評価が大事だと思っています。それとあわせて足元のところ、保育環境の問題、取り分けそこに携わる人の質の向上とか、あるいはその保育をどういうふう環境整備していくのかということもあわせて考えなければいけない点だと思っています。環境の問題、内容の問題、携わる人の問題、利用者の視点、評価、そういうことをあわせて、私どもとしては、量的な拡充とあわせて質が伴わないといけません。後でまた必要であれば重点戦略検討会議の議論の整理をお持ちしたいと思いますけれども、そこでは、保育の質を確保した上で量的な拡充をしていかないといけないことを強調いただいています。

○白石主査 今日お出しいただいているペーパーでも保育の質というのが書かれているんですけれども、これは何をもって決まるのかというのは相当難しいものだと思うんです。

例えば保育士の資格を持っていけばそれでいいのかとか、面積要件さえ満たされていけばいいのかとかですね。質というものはやはり第三者、利用者側が決定するものではないかと思うんですが、義本さんのお考えになる保育の質というのはどういうことなんでしょうか。

○義本課長 そこは多面的だと思っています。白石主査がおっしゃっているような最低基準に代表されるような面積ですとか、あるいはその人の配置をどうするかとか、施設設備をどういうふうに置くかとか、そういった保育環境の問題が1つ。それから、学習指導要領もそうですけれども、保育の内容のスタンダード、カリキュラムをどうするかというのが1つ。それから、そこに携わる人たちの資格、あるいはその人たちの研修システムの問題。それから、主査おっしゃったような利用者の視点もそうですけれども、それも含めて、第三者の評価、あるいは自己評価する評価の仕組み。そういうもの全体を通じて質を確保していくという話だと思っています。ですから、面積がどうのが1つ、あるいは資格が1つ、あるいは利用者が1つというふうなことではなくて、全体を通じて捉えて、それをどういうふうに上げていくのかという問題だと思います。

○鈴木専門委員 おっしゃることはよくわかるんですけれども、他の手段が、利用者の目を見て、直接補助方式のように、利用者が判断・選択すること以上に効率的な手段になり得るのかということですね。勿論、第三者評価があるというのは結構なことだと思いますけれども、それはそれなりに費用がかかりますので、あるいは利用者とは違う視点になる可能性もある訳でございますので、利用者が判断すること以上に効率的で、しかも的を射た方式が、代替し得る手段があるのかというのが一番のポイントなんですね。

○義本課長 鈴木委員、ご案内のとおり、保育の世界というのは、結局、親の判断と、それから直接サービスを受ける子どもの思いというのは違ってくるとい話がございます。ですから、親の観点から子どもの幸せを考える話もそうでしょうし、それは有力な指標でございますけれども、子ども自身の成長とか発達というのは目を見てどうなのかというような観点もございます。そこは重点戦略検討会議の議論でも出ていたところでございますけれども、両面を考えないといけないという話があると思います。

○白石主査 今、おっしゃった保育の質と絡むところなんですけれども、1の(2)の認証保育所のところで、ここは認可ではなく、認可外保育施設ですので支援は考えていないということなんですが、既に1万人のお子さんがいらっしゃるのです。都道府県独自の、東京都独自の制度とはいえ、これだけたくさんのお子さんがサービスを受けていらっしゃる中で、所管省庁としてはきちんとチェックと言いますか、質が果たしてどうなのかということを見ていらっしゃると思うんですけれども、まったくその検証はされていないというこ

とでしょうか。

○義本課長 東京都の独自制度ですから、東京の検証も、ご覧のとおり 16 年にやって、また今からやろうという話ですから、私どもはそこを見ていきたいと思っています。

それと、もう 1 つ、認証保育所は確かに 400 弱、1 万人ですけれども、東京都の認可保育所には大体 1,700 園弱、16 万 5,000 人ぐらいの子どもが通っているという現状もまたある訳でございます。その中で私どもとしては、先ほど申しましたように、基本的には、今の児童福祉施設である認可保育所というのは最低基準を満たすものでございますので、それをベースにして考えていますから、私どもとしては、認可外保育施設の取扱いになっている施設に対する助成という考えはなかなか難しい。

それから、東京については、国の基準を 1 としますと、2 以上のお金が認可保育所に流れているという実態がございます。都の予算で言えば、認可保育所に対する国庫補助の追加助成のお金と、認証保育所に流しているお金と、大体同じぐらいの金額でございます。

他方、他の地域で言えば、若干の補助もありますけれども、財政力が厳しいところであれば、基本的には国の基準ぎりぎりで行っているところも結構ある訳でございます。そういう中において、実際、独自の制度でございますから、国として財政を支援するかどうかについては、全体の財政状況とか、あるいは地域間の財政力の問題ということは無視できない話でございます。そこをどう考えるかです。

ちなみに、こういう自治体の単独保育については、東京都以外にもありますけれども、助成をしてほしいと言っているのは実は東京以外は聞いたことがございません。

○白石主査 数的な規模が違うのではないですか。

○鈴木専門委員 2 点お伺いしたいんですけれども、まず 1 点目は、東京都の認証保育所の問題として、最低基準を満たしていないということなんですが、具体的に私どもが認証保育所について東京都と話をした限りでは、満たしていない部分というのはどこにあるのかよくわかりません。A 型と B 型とありまして、B 型については面積基準を多少満たしていないというものはあり得るかもしれませんが、A 型についてはほとんど満たしていない部分はないと思うんですけれども、これはいかがですか。

○義本課長 資料に比較表を付けてございますので、ご覧いただくとわかりますように、線を引いているところが違いですが、職員の配置は同じですけれども、資格については、有資格者は 6 割で結構だと言っているところが大きな違いでございます。あとは、開所時間とか、保育料については違いはございますけれども、基準を満たしていないということについては、職員の配置と、先ほどありましたように、ゼロ歳、1 歳のお子さんの面積のところ、その 2 点でございます。

○鈴木専門委員 逆に言うと、これをもし満たすことになると、補助が出る可能性が出てくるということなんですか。

○義本課長 私どもの考え方としては、他の自治体もそうなんですけれども、むしろ認可保育所にしていただきたいというところがございます。ですから、基準を満たせば、保育所の制度のスタンダードというのは認可保育所でございますから、そこになっていただくというのが基本だと思っています。

○鈴木専門委員 認可の方もどんどん規制緩和が進めば、こういった認証保育所制度とほとんど変わらなくなるということがあり得ると思います。

○義本課長 さっき申し上げましたように、もし基準を満たせば、逆に認可化を進めていただくというのが基本だと思っています。

○鈴木専門委員 もう1つわからないのは、先ほどの東京都の、地方単独での助成が非常に多いというロジックなんですけれども、これは国が何か言う立場・筋合いにいらっしゃるんですか。つまり、国のお金を使ってやっているのではなくて、地方単独で勝手に2倍なりにしている訳ですね。これは、地方のお金の使い方の問題なのであって、国が口を挟む話ではないのではないですか。

○義本課長 いいえ、違うんです。だから、先ほども話したように、ご質問1の(2)にもございますように、成果を上げるために支援いただきたいというご要望が東京都から出ていますけれども、そこはちょっと違うのではないかという話でございます。

○鈴木専門委員 それはなぜですか。

○義本課長 つまり、自治体の独自の制度でございますし、財政を投入してやっておられる訳ですから、それはそれで一定の評価はあると思いますけれども、それに対して国から補助するというのについてはまた別の問題だということでございます。

○鈴木専門委員 質問をちょっと変えますけれども、認証保育所についてはどういうご評価なんですか。つまり、認証保育所という保育制度が、待機児童の問題が東京都は深刻ですが、この問題の一翼を担っていないというご評価なんですか。

○義本課長 1の(2)に1ポツに書いておりでございます。これは認可外保育施設で

ございます。

○白石主査 さきほど、義本さんは、保育所の最低基準については、単に面積とか人員だけではなく、性能、機能を含めて総合的に検討とおっしゃいましたね。そうすれば、同じ子どもを預かっているのに、認可なのか認可外なのかというシンプルな区分けではなく、果たしてそこで行われている保育の質がどういうものかとか、資格があるなしにかかわらず、その人たちがどういう資質を持った人たちなのかということもここでも是非総合的にご検討していただきたいと思うんです。

○義本課長 ただ、職員については、資格は非常に大きなところだと思っています。それは性能であろうかどうであろうか、ここはやはり最低限のところでございますから、都の制度はそこを満たしていない、6割だとされています。都の方に伺いますと、幾つかの施設については9割、10割やっているところがあるんですよとおっしゃるんですけども、それならばむしろ認可していただきたいということなんです。

○白石主査 ただ、北九州の例を挙げられましたけれども、あれは無資格の人が起こした事故なのか、それとも認可外という定員の基準の手薄さから起きた事故なのかという検証ははっきりされていません。単に資格の問題であるのか、それとも定数の問題なのか、もしくは他に何か要件があったのかという事故の原因究明はなされていません。資格の問題ではないと思うんですよ。資格の優位性というのはどういう点をもっておっしゃるんでしょうか。

○義本課長 そこはやはり養成施設、あるいは試験を受けて保育士としての必要な資質、知識、能力を身につけて資格を取っている、国家資格でございますから、そこは一定の、その人が保育の現場の業務に従事するに耐えるということの1つの証明でございます。

○白石主査 ただ、どこかの児童虐待施設で保育士と入所の子どもが関係を結んでいたとか、資格を持っていてもいろんな事件がありますね。無罪になりました甲山事件も保育士が絡んでいた事件です。だから、資格の完璧性というのは何をもって言えるんでしょうか。

○義本課長 ですから、その人の人格とか、あるいは犯罪を起こすとかいう話と、それに耐え得るだけの資質、能力を持っているかどうかはまた別の次元の話だと思っています。

○白石主査 ただ、認証保育所などは直接契約だから、変なことをすれば利用者は来ないのです。市場が判断している訳です。そこが、税金を多大につぎ込まれ、待機児童が多いため利用者が割り当てられる認可と、直接契約であるがゆえに努力をしなければ利用者を

集められない認証保育所の違い、この差を考えれば、認証保育所でまずいことをやっていればお客さんは来ないという厳しい判断が働く訳です。

○義本課長 1の(1)で補足しなかったですけども、今の認可保育所の制度においても、入所児童を機械的に割り当てているものではなくて、基本的には利用者から希望をいただきまして、その希望を優先して実現するという方向になっています。

○白石主査 ただ、これだけ待機児童が多い中では、実態は希望はかなえられませんよね。

○義本課長 勿論、第1希望ではないところもありますけれども、極力それは実現しようという形でやっているところでございます。

○白石主査 理想と現実は違うので、定員がこれだけ少ない中で、待機児童が増えている中で、口開けて待っても都市部の認可は利用者が来る状況にあると私は思いますよ。

○義本課長 ですから、そこはさっき申しましたように、認可保育所を基本にしまして、保育の枠をどれだけ拡充していくのか、そのための財源をどう投入していくのかという問題だと思っています。都のやり方として、独自の制度として認証保育所を行われるのは、私どもとしては、そこは都のご判断だと思っていますし、そこは一定の受け皿として機能している部分があると思います。ただ、国の制度として設計し、国税を投入するという観点からすると、基本的には認可保育制度がスタンダードだと思っています。

○白石主査 先ほど保育士の資質の話をおっしゃったんですけども、ここ10年ぐらいで虐待がすごく増えたとし、障害児数も増えている中で、保育士の養成カリキュラムというのは当然変わってきていると思うんですけども、それについて、現状、どう把握していらっしゃいますか。

○義本課長 保育士については、国家資格にしたのが平成15年でございます。それから、カリキュラムの改正については平成13年でございます。その時には、先ほど申しましたように、障害児の対応とか、あるいは家族の対応というのもございますので、そのための科目を必修として加えたり、実践力を高めていくという思想がございますので、保育実習については、その時間を長くしたり、単位数を増やしたりというふうな形での改正をしています。

これは今後の課題でございますけれども、今の保育をめぐる現場での、特に高度なニーズ、保育の資質、能力を身につけないといけない、そういうふうな形がございますので、資格とか、あるいは養成の在り方についての見直しは今後しなくてはいけないという

のは課題だと思っています。

ただ、求められる資質は、他の社会福祉の分野と同じように高まっていますので、それに対応できるようなカリキュラムなり、あるいは養成の仕組み、資格についても考えないといけないものだと思っています。

○鈴木専門委員 大変重要と考えていらっしゃるというのはよくわかるんですけども、一方で認定こども園については、資格基準を満たさずに認定をしている訳でございますね。

○義本課長 これは、ここにもちょっと書いていますけれども、原則は両方持っていたかなければいけません。特に新採というか、新しく入る方については8割、9割はもう既に持っておられるんですね。

○鈴木専門委員 認定こども園ですね。

○義本課長 認定こども園です。ここにも書いていますように、結局、一方しか持っていない場合については、もう一方の資格、例えば保育士であれば、幼稚園教諭を持っていないから幼稚園教諭の免許を持つ、あるいは幼稚園教諭であれば、保育所の資格を持っていないから保育士の資格を取るというようなことを、近々努力するということを前提にして、特例として設けているということでございまして、その問題と保育制度そのものについての資格を緩和していいのと、ちょっと議論としては違うと思っています。

○鈴木専門委員 ただ、満たしてはいないという括りでは一緒ですね。努力する、努力しないにかかわらず。認証保育所だって努力するかもしれませんね。

○義本課長 ここは法令として明文で、向けた努力をするということを条件に特例的に認めていますので、そこは自ずと段階が違うと思います。

○鈴木専門委員 努力というのは、どれぐらいの期間で、どれぐらいの規模で達成するというような縛りはあるんですか。

○義本課長 そこはそれぞれの設置主体の実情がございますから、明確に1年とか半年とかいうことを決めている訳ではありません。ただ、そこは常識的に、實際上、携わる訳ですから、近々取っていただくということだと思っています。

○鈴木専門委員 それを振り返って、達していなかった場合の罰則とか、そういうことはあるんですか。

○義本課長 規制改革会議としては罰則を設けるべきだということでしょうか。

○鈴木専門委員 いえ、そうは言っていないのですが、実態はどうなっているんですかということをお聞きしているのです。

○義本課長 制度設計時点においては罰則までは必要ないのではないかと考えています。ただ、実施状況を見ながら、その努力が十分なされていないとかいうことがもし検証できるのであれば、そこは課題として何か新しいことは考えないといけないことかもしれません。

○鈴木専門委員 逆に言うと、この努力目標については、検証できなければ強制力はないんですね。

○義本課長 現状において強制力はありません。ただ、後でも出てきますけれども、実施状況とか、その辺についてはしっかり検証していかないといけないと思っています。その状況をつかまえた上で、もし問題があれば、それなりの対応をしないといけないと思っています。

○白石主査 今の検証の話ですけれども、これもずっとやりとりをやっていてなんら明らかになっていないんですが、保育所の最低基準、3.3㎡、2.5㎡という議論がずっとございますね。これは何度もやりとりしています。その2.5と3.3で事故率がどういうふうに違うのかということをお尋ねしているんですけれども、これについて今まで納得できるご回答がないんです。例えばベビーホテルなどの問題というのはずっとありました。でも、それと認証保育所の問題はまったく違いますし、なぜ保育士の活動と子どもの移動する範囲を考えれば3.3ということに合理性があるのか、ここを是非教えていただきたい。今日こそは理解して帰りたいと思うんです。

○義本課長 事故を起こすかどうかというところのメルクマールではないと思っています。子どもの処遇にとって本当に適切かどうか、特に乳児、それから、小さい子については、安全で健康で過ごさなくてはいけないということですから、事故が起こることがよくない訳でありますし、それは最低の、基本中のベンチマークですけれども、それ以外にも、子どもの情緒の安定ですとか、あるいは健やかに成長できるような環境かどうかという問題だと思っています。

この点について、私どもとしては、過去を振り返りまして、ここでもご指摘もございましたけれども、本当にそれが現状にマッチしているかどうかについては、22年に制定され、

31年に一度やったことがあるんですけども、事実上、それ以降については特に検証はなされていません。ですから、私どもとしては、今後の問題として、これは科学的な、立証的な検証をしないとイケないというふうに認識しています。

○白石主査 いつ、おやりいただけるんですか。

○義本課長 ここは、ご案内のとおり面積の問題だけではなくて、例えば、ここにも書いていますように、子どもの問題、特に乳児は今、1.65㎡にしていますけれども、布団とかベッドの面積とか、その周辺で保育士が活動する面積と移動する面積というのも一応考えて設定していますけれども、そういうふうな活動とか機能に着目してどうかということも含めて検証しないとイケないと思います。今の時点において、いつまでにどういう形でやるかについては、これは実施方法の問題もございますから、これから考えていかないといけないと思います。

○翁委員 先ほど白石主査も申し上げましたけれども、やはり量的な拡充は喫緊の課題になっていますので、その意味ではこれも本当にすぐにご検討いただくということでお約束いただきたいと思います。まさに総合的なところで判断すべきで、3.3と2.5がネックになって量的な拡充が進まないということでは、今の需給状況を考えても非常に大きな問題だと思いますし、これはすぐにでも着手していただくということでお約束いただけないかなと思うんです。

○義本課長 結局、面積を3.3から2.5にすれば済むという話ではなくて、ここはやはり子どもの処遇とか、環境面でどうなのかということを考えないとイケないと思うんです。

○鈴木委員 そうです。全体の観点から見ていただくということですね。

○義本課長 ここは逆に言うと、面積の話、構造の問題だけではなくて、特に保育所の子どもについては生活時間を非常に長くしていますから、睡眠したり、食事したり、あるいは活動したり、そういうふうな活動がございます。そのそれぞれの場面場面とか機能に着目して、本当にどうなのかということについてはしっかりやらないとイケないということだと思います。ですから、そういうことについてこれまでやったことがなかったものから、そこは私どもとして着手したいと思います。それについては、いろんな技術的な方法等の課題がありますから、ちょっと整理させていただきたいと思います。

○事務局 事務局からすみません。面積要件も含めて再検証する必要があるとおっしゃったという理解でよろしいのでしょうか。

○義本課長　ですから、子ども、乳幼児の生命、安全の保持とか、健全な発達の保証という観点から問題がないかどうかについては、面積の問題、それから、活動とか機能の観点からどうなのかにについての総合的な検証をしないとはいけません。ですから、面積だけ取り上げて検証するかどうかの話ではありません。

○事務局　規制改革会議も面積だけ取り上げてすべてが解決できると言ったことはたぶん一度もないと思うんですけども、面積要件も含めて再検証する必要があるというご認識であるということが確認できたとすれば、会議としては1つの前進だと評価するところだと思います。

○義本課長　面積というか、子どもの保育環境とか空間の問題としてどうなのかという話だと思います。

○白石主査　それと、量の拡充が非常に緊急の課題であるということにも合意をいただいたので、前向きに努力をしていただけるというふうに思います。

先ほどの自治体の超過率の緩和の話なんですけれども、ここはいかがでしょうか。

○義本課長　ここは、ここに書いてあるとおおり、見直しはしないといけないと思います。ただ、2ポツにも書いていますように、結局、途中入所というのが多い訳ですから、そこを考えて15%、25%、半年以降上限なしという形で設定していますので、そういう途中入所の問題をどうするかという話。

それから、もう1つは、定員がある訳ですから、青天井にしてみると、定員はなんなのかという話につながる訳なので、恒常的な定員超過をしているのであれば、ちゃんと定員を増やしていただくなり、改定しないといけないという話があります。ですから、そういうことを総合的に考えた上で、どういうふうなルールを設定していくのかという話だと思っています。

○白石主査　四国のある自治体から上がっている規制改革要望なんですけれども、15%と25%の根拠とか、なぜ、事情が違う地方自治体の定員要件を全国で1つの数字で決めているのか、何か合理的な根拠はあるんですか。

○義本課長　途中入所の状況とか、それから、結局、定員の弾力化と言っても、基本的には基準以内で収めていただくことが前提ですから、それがどういうふうが増えていくのか。子どもの数は4月から増えて、3月が一番多くなる訳ですので、そこを満たした上で考えていくということです。一応、そういうことを考えた上で、平成10年に設定して、15年

に改正したというような経緯がありますけれども、そういう形で来ていた、当初はそういうルールを設定したということだと思っています。

○白石主査 子どもが増えて困るかどうかとか、ちゃんと子どもの生命と安全とか、さっきおっしゃった情緒の安定が定員オーバーしても確保できるかどうかというのが一番わかっているのは現場ではないんですか。

○義本課長 ここに書いていますように、もう導入してから10年弱になりますから、自治体の方で責任ある対応をしていただくということがもし定着しているのであれば、そこは考えないといけない。

ただ、お話にありますように、定員は定員ですから、恒常的に例えば2割も3割も増加しているという状況が続くのはおかしい訳なので、そこはちゃんと定員化しなければいけない。ですから、そういうことを考えた上で、どういう形でそういうことを実現するのかについては、単にルールを撤廃するとか見直すだけではなくて、定員を改定しやすい方策とか、途中入所の関連の施策ということを総合的に考えて、新制度ないしルールを考えないといけないというふうなことを書かせていただいています。

○白石主査 常に恒常的に定員オーバーしている状況を回避するには、先ほど来、私どもが申し上げているように、もっと規制緩和をしていただければ、前段の問題のハードルというのは低くなると思うんです。ここは、例えば文章化するのであれば、各自治体が子どもの健康とか情緒に不安定要因が残らないように努力をすることを前提として、この規制というものについて緩和するというふうに理解してよろしゅうございますか。

○義本課長 ここはさっき申し上げましたように、単にこのルールを緩和するというだけではなくて、定員を改定しやすくする仕組みをつくるとか、あるいは恒常的に、一応、ルールとしては、3年間恒常的に20%オーバーしている場合について、定員化することをお願いしていますけれども、中には、3年目になると弾力化措置を少し厳しめにして超過率を落とすとか、そんなことをしているところもありまして、そこはちょっと違うだろうという趣旨がありますから、そこは逆に、全体としてはちゃんとした定員改定をしっかりするということを前提にしてどう考えるかという問題だと思います。

○事務局 おっしゃったような、操作をするモチベーションというのはどういうところから出てきてしまうのですか。

○義本課長 これもちょうと技術的な話なんですけれども、定員が多いほど1人当たりの保育に係る単価自身が小さくなる訳です。そうすると、定員を増やせば増やすほど単価が

落ちますから、来るお金が相対的に減る恐れもありますものですから、そこを回避するために定員は改定しない方がいいというふうに考えてしまう自治体もある訳です。それはよくないので、基本的に超過が恒常的に続けば、ちゃんと定員を増やして対応するというのが基本ですから、そういうルールをちゃんと考えていかないといけないと思っています。

○白石主査 それは逆のインセンティブが働いているということで、努力している、乳幼児をたくさん預かっている、つまり選ばれる保育園にたくさんお金が流れる仕組みに変えることはお考えではないんですか。

○義本課長 努力しているところについてはそれなりにという話でしょうけれども、今、申しあげましたように、定員を改定しやすくなるインセンティブとか、あるいは逆に単価が大幅に減るのであれば、刻みをもう少し細かくして、減る分を緩和するとか、ここはいろんな仕掛けとか仕組みを考えた上でやらないといけないと思います。

○白石主査 その仕掛けはいつぐらいに検討いただけるんでしょうか。

○義本課長 なるべく早くしたいと思います。

○白石主査 今年度内。

○義本課長 お約束できません。そこは今後、考えさせていただきたいと思います。

○白石主査 次に行きますか。保育所の入所要件のところなんですけれども、現行の保育制度が「一時保育とか特定保育などの各種保育サービスを展開し、きめ細かく対応しているところ」と自信を持って言い切っているんですが、私は必ずしもそうは思わないんですね。かえて認可外とか、先ほどの認証保育所とかの方が融通がきいたりするケースもある訳で、どうしてこういうご認識をお持ちなんですか。

○義本課長 「要する」という形に見直して、いろんな形で利用できればという話、これは1つのお考えだと思いますけれども、週当たり数時間利用でいい場合もあったりとか、これは残念なことですが、一時保育が待機児童の受け皿に若干なっているケースもあったりしますので、そういうことでニーズが満たせるのであれば、これも重点戦略検討会議で出ていますけれども、現在は一時保育という形で、保育所にくっつけてスポットでお預かりするのをやっていますけれども、例えば子育て拠点ですとか、あるいは別のところも含めて、保育所に限らず一時的な預かりをするというふうな機能を、ちゃんと位置づけてやっていかないといけません。そこはむしろ増やしていこうということであればです

ね。

○白石主査 一時保育が待機児童の受け皿になっているとおっしゃるのであれば、こうした離れわざではなく、保守本流のど真ん中で、もっと保育所の定数を増やすというのが一番妥当なやり方ではないんですか。

○義本課長 勿論です。ですから、さっき申しましたように、そこは元に戻りまして、政府としては、将来的にカバー率を増やしていく方向で財源もしっかり必要だということを上げましてやっていかないといけないと思います。

ただ、先ほど申しましたように、「欠ける」要件の問題は、ここに書いていますように、対象を拡大する話がありますので、財源の問題、それから、利用の形態も、数時間スポット利用するケースもありますから、何も保育所だけで担う必要もない訳です。

ちなみに、子育て支援拠点、集いの広場とか、子育て支援センターというのもありますけれども、そこは今、現状においては大体4,000弱ぐらい。基本的には、これを21年度までに1万ぐらい、中学校区単位ぐらいまでに広げていこう、ということもありだろうと思っています。

○白石主査 その4,000を1万にする、集いの広場は普通は専業主婦の人たちが来て、交流をしたりとか、そういう機能を持っているところだと思うんですけども、そういう枝葉の部分というとなんですけれども、それを4,000から1万に増やす合理性というのはどういう部分ですか。

○義本課長 ちょっと説明が足りませんでした。丁寧に説明させてください。集いの広場とか子育て支援センターというのは、今年の予算の仕組みから、地域の子育て支援拠点という形で位置づけを、一応、予算事業上は統合しまして、そこで白石主査おっしゃったような、親子での交流とか、集いとか、相談とかいう機能をしています。

それだけではなくて、保育所もそうですけれども、そこで一時預かりという形で、付加的な機能としてやっているケースが今、増えています。福井とか、東京都もそうですけれども、都会地、地方限らず、これは出ています。ですから、そういう一時的な預かりの機能をちゃんと制度的に位置づけて、それを計画的に増やしていこう、あるいは自治体の基本メニューとして取り組んでいただこうということを考えています。

○白石主査 一時預かりは面積要件と保育士の要件は満たしているのですか。一時預かりで預かっているんだったら、子どもの情緒とか健康とか安全はとても大事ですね。

○義本課長 保育士というような資格要件は一応あります。

○白石主査 資格要件。実態はどうなんですか。

○義本課長 ここは予算上の事業なので、予算事業としての資格要件は一応定めていますけれども、これをちゃんと制度化するのであれば、むしろ基準をつくったりしないといけないという話はこれから出てきます。

○白石主査 現状はないということですね。

○義本課長 はい。ですから、今後の話としては、それを法律にちゃんと位置づけるとか、それに必要な実施の基準をつくるとかいうことをちゃんとして、その中で主査、今、おっしゃったような資格要件とか、あるいは環境とかいうことをしていかないといけないと思います。

○白石主査 4,000 を1万にする予算の増大はどれぐらいのものなんですか。どれぐらいの規模で拡大されていくのか。

○義本課長 そこは後ほど調べてお答えします。

○翁委員 「保育に欠ける」という概念ですけれども、これもたびたび、いろいろ議論ありますが、今、ご説明があったように、財源を拡大していくというか、子育てを全面的に社会が支援していくという観点からは、この表現をいつまで経っても変えないという状況ではなくなってきているのではないかと思うんです。「保育に欠ける」という概念というのは、まだお変えになるお考えはないのでしょうか。

○義本課長 確かに女性の就労が増えたり、家族の構成も3世帯ではなくて、核家族が増えたりとかいうことがありますし、制定当時の考え方とは大きく違っているというのは事実だと思っています。ですから、そこは保育制度全体をどうするかという議論の中で考えないといけない話だと思います。ただ、別に日中の就労を常態にするということ、そこだけに限ってという話ではないと思いますけれども、基本的には、保育所の機能としては、これからの機能としても、女性の継続就労を支えるということが基本になってくると思います。

○翁委員 そうだとすれば、女性が就労しながら子育てをするということを支援すると言われながら、「保育に欠ける」と分類される働く女性の立場に立って、考えてみていただきたいと思うんです。

○白石主査　すごく侮蔑的な表現ですね。

○義本課長　名前がですか。

○翁委員　せめて「保育を要する」とか、そういう発想、やり方をしていかないと、いつまで経っても3歳児神話からも抜け出せません。

○義本課長　表現の問題だけではなくて、対象をどうするかとか、全体の問題と関わってくる話です。

○翁委員　でも、この表現は子育て支援に関する国の大きなフィロソフィーを象徴すると思うので、是非私は時代に合った考え方に変わっていただきたいと思います。

○義本課長　名称をどうするかという問題だけではなくて、保育所全体の問題、これから量的に拡大とかいうこととあわせてどうするかという問題の中での議論だと思います。

○翁委員　是非、現代的な考え方に、すぐにでも転換していただきたいと思います。

○白石主査　先ほどの重点戦略検討会議で、もっと保育に関することを総合的に見直すというふうに強いメッセージを出していらっしゃる厚労省さんとして、依然として昭和20数年にできた児童福祉法の中で「保育に欠ける」というのを死守されていると、なんて頭が古い役所なんだと思われませんか。男女ともに保育を真に必要としている人たちを全面的に応援するという表現に変えていく必要があるんじゃないでしょうか。

○義本課長　表現の持たれる印象の話だけでなく、対象をどうするかとか、費用負担をどうするかとか、制度そのものの性格をどうするかとか、たぶんリンクしてくる話ですから、そういう議論の中で考えないといけません。

○白石主査　例えば保育を必要とする優先順位はこういうことだと、それを明示的に示せばいい訳ですね。

○翁委員　これは、要件を見ても、結局「保育を要する」ということを書いている訳ですから、昭和20年代の発想、概念をいまだ法律に載せているということ自体が問われていると思います。

○白石主査　なんで「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に変えただけでご心配になることが出てくるのでしょうか。そこで優先度をきっちりつけて、どういう人たちが本当に保育を必要とする優先基準なんだということを定めておけば、爆発的に予算が拡大することはないと思うんです。

○翁委員　これは就労している女性にとって重荷になる言葉だと思います。

○鈴木専門委員　予算が拡大することはないんです。パイは決まっているんですからね。

○義本課長　いずれにせよ、さっきの待機児童の話もそうですけれども、3歳未満の絶対量を増やさなくてはいけないということは課題としてある訳です。

○鈴木専門委員　それは認めた上での話ですね。その後の話をしているのです。

○義本課長　ただ、「要する」ということ、必要度という問題になると、制度自身の設計の在り方とか、あるいは費用をどうするという問題も含めて、これはたぶんリンクしてくる話になってくるんですね。

○鈴木専門委員　質問を変えますけれども、「保育を必要とする人」ということに対して、たぶん、共通の認識があるのは、児童虐待の可能性のある人、これは児童福祉法の趣旨から言って当然です。それから、低所得の人というのが、前のお答えにも書いてありましたけれども、必要度が高いというふうにお書きいただきましたけれども、「保育に欠ける子」というものについて、「欠ける子」ではない分類をされている、例えば母子世帯とか、あるいは夫婦とも不正規就労しているような世帯について、まさにそれは低所得であり、児童虐待の可能性があるという意味で、必要性が高いということは言えないですか。

○義本課長　母子家庭についても配慮するとか、虐待について配慮するというのは法律上、明示されていますから、そこは今でもやっている訳です。

○鈴木専門委員　認可保育所がということですか。

○義本課長　「要する」の話になると、さっきの話ではないですけども、スポット的に利用する方も「要する」訳ですね、必要とするという観点からすれば。ですから、そういう意味において、自ずと対象は広がる訳です。

○鈴木専門委員　それはポイントを変えればいいだけの話で、今だってそれはポイントは

低いはずで。

○義本課長 そこを結局、どういう形で対象とか、あるいは利用の形態を考えていくのか、費用の負担をすとかいうことにつながってくる話です。

○白石主査 だから、枠が決まっているので、ご心配されるように財源が爆発的に増えることはあり得ないですよ。売っている商品が決まっているんです。買いたくてもないんです。

○義本課長 でも、対象を拡大するとなると、そこにやはり、請求権とはいきませんけれども、対象になれば入りたい人が出てくる訳ですから、そこに対して、保育の、市町村が実施すると、責任を負っている訳です。

○白石主査 入りたい人が出てきても入れるところは実際にはないんです。今、1万8,000人、待機児童がいる訳ですから。

○義本課長 ですから、そこは量的な拡大、増やしていかないといけないという議論を優先している訳です。

○鈴木専門委員 そこは共通の認識なんです。その後のことをお聞きしています。

○白石主査 それは何も違うことを言っているのではなくて、前回のヒアリングの内容をレビューしてみても、同じことをおっしゃっているんですね。はっきり申し上げて、全然進歩がないんですよ。「保育に欠ける」という概念を定める基準を見直すと、「対象者の大幅な増大が予想される」、ここまではいいんですが、「それに見合う財源の確保が必要不可欠となるため、慎重な検討が必要」ということで、いつまで慎重を守っていればいいのかということと、これを変えることによって、なぜ財源の確保が必要になってくるのか、納得できるご説明を是非いただきたいんです。パイが決まっているのに、増えるはずないではないですか。

○義本課長 ですから、私どもとしては、財源の確保の問題と要件の拡大によつての対象者の拡大ということについて、あわせて考えないといけないと思っています。

○白石主査 実際、売っている商品がないから、拡大しようがないでしょう。

○義本課長 ですから、まずは増やさないといけない。

○白石主査 拡大しているのは、民間企業、例えば認証保育所とか、認可保育所以外のところは努力されていて、それにはお金を出していらっしやらないのですから、別のところで増えてきたとしても腹は痛まないでしょう。

○義本課長 ここで増やさなくてはいけないというのは、基本的には認可保育所、それから、後でも出てきますけれども、施設保育だけではなくて、今後の在り方としては、在宅保育と言いますか、質をちゃんと確保した上で、保育ママを含めて、そこをちゃんと制度として位置づけて増やしていく。ですから、施設保育が中心ですけれども、それを補完する在宅保育も増やさなければいけないということがあります。

○鈴木専門委員 それは結構なんです。その後の話をしているのです。

○事務局 いただいている資料の4ポツのところに「制度そのものの性格、公費負担の在り方、就労と育児の両立の観点からの根本的な制度設計の議論が必要な課題である」とありますけれども、だから、その話を早く始めましょうと、会議の方は申し上げているのだと思います。「保育に欠ける子」に対する措置に限定した議論ではなくて、保育支援を多様に総合的にやっていかなければならない時代で、そういうことを施策としてやっておられるということも前提とした上で、保育支援という総合的な政策を見直していく中で、「保育に欠ける子」要件というものも当然、重要な論点として出てくる訳ですけれども、お金の目途がつかないと中身の議論に着手できませんということではないだろうと会議は考えている訳ですね。ここまで総合的に見直しをする時期が切迫しているのではないですかということが委員の本意ではないですか。

○義本課長 そこは、私どもは財源の話とセットだと思っています。

○事務局 財源論なしにやればいと会議が言っている訳ではなく、財源の制約があるから中身の議論ができませんということではないですよということでしょう。

○翁委員 ですから、財源の話もこれから議論していけばいいんじゃないですか。結局、保育支援をしていくという観点から、どういうふうにあるべきかということで、この条項を見直す。

○白石主査 試算も出していらっしやいますね。

○義本課長 ですから、さっき申し上げたように、制度改革の議論もそうなんです、ま

ずは主査おっしゃったように、認可保育所を中心として増やしていかないといけない。そのためにはお金が要る。その目途をちゃんとつけた上で改革しないと、目先の保育所に預けるお子さんの問題ということについて言うと、やはり混乱をしないといけない訳です。私どもとしては、財源の確保ということについては、これは不可欠の問題だと思います。別に議論はここでしないとかいう話ではなくて、それはしないといけない訳です。

○翁委員 それは官庁の方の受け止めなんですよ。利用者の側に立ってみると、「保育に欠ける」という言葉の受け止めは、まったく異なります。子育て支援と言いながら、なぜ国は「保育に欠ける」と分類するのだろうと、そういう受け止めだと思います。

○義本課長 翁委員がおっしゃったように、名称から受けるネガティブな印象ということについてであれば、課題だと思います。ただ、そこは、さっき申しましたように、制度論をどういうふうを考えていくかということがたぶんセットだと思います。

○白石主査 だから、仕様規定なのか性能規定なのか、別に「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に変えても、その基準を明確にすれば、入り口のところでまごまごする必要はないんですよ。例えば「保育に欠ける」要件となんというふうに言っても、自治体で公表しているところと公表していないところとありますね。きちんとかういうものを明示的に示すように指導されるのか。

○義本課長 要件については条例で制定していますから、全部公表していますよ。

○白石主査 でも、利用者から見てわからないことはたくさんありますよ。どこをお調べになって、条例で規定しているのでわかりやすいというふうにおっしゃっているんですか。私たち事務局で調べた結果、ほとんどわからない、選考基準ポイントがわからないところはいっぱいありますよ。

○義本課長 3の(4)のところだと思いますけれども、ここにございますように。

○白石主査 「保育に欠ける」というふうにしても、選考基準が明確でないケースはあるんです。

○義本課長 そこは、ここにありますように、入所の手続とか、選考基準とか、方法については、情報提供の一環ですから、そこは住民に対して適切な方法で通知していただきたいということについて、これは言っています。ただ、それがどの程度、実際上できているかについては、私どもとしてもし問題があれば、そこについては考えないといけないと思

います。ただ、方向としては、公表するということをベースにしています。

○白石主査 フォローアップはどんなケースでもとても大事で、そういうふうには指導されているんだとしたら、おやりになっているかどうか、もしできていないのであれば、今の若いお母さんたちはホームページで情報を取るのだから、ホームページでの情報開示を義務づけるぐらいの強い態度に出てもいいんじゃないかと思うんです。

それと、さきほどの「保育に欠ける」にちょっとまた戻りたいと思うんですけれども、ここについての検討は財源の確保が必要だということはわかるんですが、名称、呼称の表現だけでもお考えいただく余地はないでしょうか。

○義本課長 さっき申し上げましたように、制度改革の問題とかこの見直しはセットだと思います。ですから、そこは根本議論をしないといけません。

○白石主査 制度改革はいつおやりになるんですか。

○義本課長 そこは、いつというふうなことを私ども言えるような段階ではないと思います。

○白石主査 では、やらないということですね、それは。

○義本課長 いえ、そんなことは言っていません。議論としては、先ほど申しましたように、課題としては、今の3か年計画で上がっている訳ですし、私どもとしては、議論はしないといけないと思っています。

○翁委員 そこを含めて是非ご議論いただきたいなと思うんです。

○義本課長 ただ、申し上げましたように、まずは枠を拡充しないことには話にならない訳です。その取組みをまずしないといけません。

○鈴木専門委員 そこが私は理解できないですね。つまり、財源が達していないから、「保育に欠ける」という基準によって、保育に非常に必要度の高い人たちが外れているということが、たまたま財源がないからという理由で我慢してくださいということになる、その理由がよくわからないですね。

○義本課長 ですから、そこは、自治体も、私どもとしても、子ども・子育て応援プランで目標値を設定したりとか、自治体で取組みをするような形でしたりとか、質の確保とい

うことを前提ですと、いろんなそういう緩和措置も講じてきた訳ですし、そこは続けないといけないと思います。それから、もう1つは、さっき申しましたように、在宅保育も含めて、多様なものをどう広げていくのかということをやらないといけません。

○鈴木専門委員　そういう多様なものの方で救えるということをおっしゃっているんですか。

○義本課長　全体です、そこは。一時預かりの位置づけもそうでしょうし、家庭的保育を含めた多様な保育もそうでしょうし。

○鈴木専門委員　その評価はきちんとされるんですか。例えば、一時保育で、保育に「欠けない」子どもが、その中でも特に保育の必要度が高い母子世帯とか低所得世帯の子どもたちが、情緒の問題とか、先ほど言った多様な質の観点において遜色ないサービスを受けているというご評価をされるのでしょうか。

○義本課長　一時預かりでですか。

○鈴木専門委員　一時預かりとは限りません。多様なサービスで結構です。今、拡充しているサービスで結構です。

○白石主査　家庭的保育も含めてね。

○義本課長　そこは勿論のこと基準はつくらないといけませんから、その基準の中でどう設計するかということは、当然のことながら考えないといけない。その基準がどう適用されているかについてはですね。

○鈴木専門委員　問題は、そちらの方が効率的で、なおかつ十分であるかどうか。「保育に欠ける子」という名称を変えて、内容を変えることと、多大な予算をかけて、一時保育なり、そういうサービスを行うことで、十分同じような基準で質が比較し得るものができるかどうか、どちらが効率的かという問題なんですね。その評価は、されるのであればしていただきたいということなんです。

○義本課長　ここで効率的という言葉は使いたくないんですけども、一時預かりとか、あるいは家庭的保育を制度化し、位置づけて、それを伸ばしていくにおいては、それが実際上どうできているかについてもフォローアップなり検証しないといけないと思います。

○鈴木専門委員 比較対象がある訳ですね。「保育に欠ける子」、なぜこの基準を残して、そちらの方が良いかどうかという、その合理性を説明していただきたいということなんです。

○義本課長 ですから、基本的には、家庭的保育であっても、そこは私どもとしては、保育所保育と同等なものだと考えています。

○鈴木専門委員 では、なぜそちらの方が良いのですか。

○義本課長 先ほど申しましたように、子どもの発達という観点からすると、家庭的雰囲気の中で保育をするということも1つの方法ですし、その方がむしろ子どもの情緒の安定とか、あるいは地域とのつながりをつくるにおいてのメリットがあるというふうなご意見もあります。ですから、それも踏まえて、私どもとしては、位置づけの明確化とか制度化を考えなければいけないと思っていますし、そこは重点戦略検討会議でもご議論いただいているところでございます。

○白石主査 その総合的かつ財源とあわせた検討というのはいつスタートしていただけるんですか。おしりを切るのが無理であれば、いつスタートするかということだけでもお約束していただきたいんです。私、保育を担当して3年になるんですけども、3年間、まったく検討に入っていないのです。

○義本課長 財源の議論というのは、今もですね。

○白石主査 どういう制度設計にするかによって財源の在り方も変わってくるのです。今ある認可保育所に関して、周りに一時保育とか保育ママ制度を張り付けていくというのか、それとも多くのニーズを吸い上げるために認可保育所を中心でやるかによって財源の在り方も変わってきますので、まず制度設計と今後の保育像全体についての検討を進めて、それに付随して財源が出てくると思うんです。だから、財源を先に待っていらっしゃることは何もないと思うんです。

○義本課長 ただ、税制改革もこれからのご議論でございますし、今の時点において、いつからスタートとか、そういうことについてはなかなか言えません。そこは税制改革とか、そういう議論を踏まえながら考えていく問題だと思います。

○白石主査 税制改革をするにも、こちらが玉出しをして、育児支援をするためにどれぐ

らの財源が要るんだということを出していかなければいけない訳でしょう。税制改革が勝手に進んでいって、子育て支援のために幾ら要るかなどという算定はできないはずですよ。

○義本課長 粗いものとしては、私どもとしては基本的な認可保育所がベースだと思っていますから、その試算の推計値も、本当に粗いものとしては一応出して、提示している訳です。ですから、その中で議論をしていく訳なので、その議論がこれからどうなっていくかということが、はっきり言えば、今、わからない段階で、私どもとしてはいつからとは言えません。

○白石主査 なんでわからないんですか。厚労省でおやりになっている調査がどうなっているかということについて。

○義本課長 調査ですか。

○白石主査 推計。認可保育所を中心としてやっていくという。

○義本課長 推計値については、重点戦略検討会議の中にもう既に出しております。

○白石主査 そうですね。この間、新聞発表もされてましたね。

○義本課長 それも結局、足元の粗いものですから。

○白石主査 もっと精緻にすることはできないのですか。

○義本課長 財源の議論がこれから、特に費用負担の問題も含めて、どうしていくのかとか、それから、保育制度だけではなくて、育児休業をどうするかとか、あるいは国と地方の負担の問題をどうするかとか、結局、包括的な次世代育成の枠組みを考えていくという問題ですから、今のところ、私どもとしてはそこはお答えできない。

○白石主査 たぶん、そういうふうにおっしゃっているうちに子どもの数は減っていきまよすよね。押っ取り刀で。

○翁委員 団塊ジュニアの、今、まさにこれからというか、すぐに着手しなければならない課題だという危機感を持って臨んでおりますので、是非そこにつきましてはご検討お願いします。

○白石主査 ここは積み残しということですね。積み残しで結論が出ていないということで、次のテーマに行きたいと思います。

○鈴木専門委員 財源を満たさなければ、このテーマを議論すらできないというのは、まったく私には理解できないということをはっきり言っておきたいと思います。

○義本課長 先ほどご質問いただいた一時保育と特定の基準ですけれども、職員は一時保育ですから、最低基準と同じ形にしています。それから、地域子育て支援拠点ですけれども、19年については6,138か所で84億です。それから、1万か所にするにおいては、あと50億円以上かかってくるということになります。

○白石主査 ありがとうございます。

保育は幾つか積み残しがあると思うんですけれども、認定こども園に行きましようか。当会議では、認定こども園というのを幼保一元化へのステップというふうにずっと申し上げていたのですが、現在、幼稚園、保育所、認定こども園という3つに分かれています。お答えでは、三元化との指摘には当たらないということなんですけれども、その上に「教育及び保育を一体的に提供する施設」と書いてあるんですが、ここを少しご説明いただけないですか。一体的にとはどういうことなんでしょうか。

○義本課長 幼稚園にしても保育所にしても、幼児教育を展開するということもありますけれども、ここで言っているのは、保育に「欠ける」お子さん、「欠けない」お子さんも含めて受け入れてやっている施設という意味でございます。それから、その内容については、教育分野については、学校教育法の目標をベースにしてやりますし、保育については、保育所指針、あるいは児童福祉法の観点から進めているというふうな内容でございます。

○白石主査 それは別々のアプローチがあるということですね、教育基本法と。

○義本課長 はい。

○白石主査 一体的に提供というのはどういうことですか。

○義本課長 さっき申しましたように、子どもさんについては、保育に「欠ける」お子さんについては保育所という形でやっている訳でございますけれども、保育に「欠けない」お子さんについても受け入れる。両方受け入れて、お子さんについては、特に幼稚園と保育所について別々にクラスを設けるとかいう形ではなくて、合同で保育をすとか、教育をすということでもあります。

○白石主査 私も何か所か見せていただいたんですが、昼とかは全然別々に食べていますね。

○義本課長 給食も園によって違いまして、ただ、多くの場合については、一体的にやっている場合については、給食をお食べになって、そこでお子さんが短時間の保育であればお帰りになるというケースが多いと思います。

○白石主査 それは何か所ぐらいご覧になったんですか。保育所の子どもは給食で、幼稚園の子どもはお弁当を持ってきて食べる日が週のうち何回かあるんですね。四谷などを拝見したんです。

○義本課長 四谷は確か給食をやっていますね。たぶん、幼稚園型のお子さんも給食を食べて帰っているはずですよ。

○白石主査 幼稚園型。

○義本課長 はい。

○白石主査 その日は週に何回かあるだけで、別々の機能を、対象の児童を集めて、教育及び保育を一体的に提供するということがよくわからないんです。見た感じ、保育園とほとんど変わらないですよ。

○田河課長 私も四谷を見学したことがあるんですけども、1つのクラスに長時間利用児と短時間利用児がいて、確かに夕方以降の過ごし方というのは変わるんですけども、基本的な、わくわくタイムとか言って設定しているようなところは共通のはずです。そして、ちょっと違いが出てくるのが、例えば3～4歳児、体力的な問題もあって、長時間の場合はお昼寝を入れる。短時間で帰る子はお昼寝を入れないとか、そこはあるんですけども、午前中の共通の時間は同じ内容にしていく。それが認定こども園の趣旨だからというお話を園長から伺ったことがございます。

○義本課長 子どもたちの過ごす保育の計画については、基本的には保育所児、あるいは幼稚園児で分けてやっていません。3歳以下のお子さんについては、「保育に欠ける」お子さんを対象にしていまして、4歳のところについては合同でやっているという性格にしています。基本的には4歳、5歳については一緒に保育をしている。特に午前中は、わくわくタイム等を設けて、クラス全員が一緒に活動して計画的に遊びを中心にしていろんな活

動をしますし、給食ないしお弁当を食べて、ゆったりタイムという形で、生活リズムに合った形で遊ぶ。そこで、例えば3時ぐらいに降園するお子さんもいれば、それから残って夕方までという形になっていますので、基本的には合同でやっていると思っています。

○白石主査 でも、今、ご説明聞いていると、幼稚園、保育園とはいずれも異なるものですね。本来持っている幼稚園、保育園の機能とは違う第3の類型になるのではないですか。

○義本課長 いえ、活動は一緒です。

○田河課長 むしろ午前中の時間は幼稚園教育要領に従った教育を中心にお考えになっていらっしゃるというふうに認識しています。そして午後の時間がわりと保育所的な対応を中心に考えている。ただ、そこいら辺をうまく1つのプログラムの中で運営していく、そこが認定こども園の良さであり、また、一方、難しさでもあるというふうに理解をしております。

○義本課長 私どもが幼保連携室というのを文科省、厚労省で一緒につくりまして、白石主査ご案内のとおり、20弱ぐらいの認定こども園を見させていただきましたけれども、やっている活動としてはまったく別物の活動ではなくて、それぞれの要素は生かしながらも、幼稚園由来のところから認定こども園に変わったところについては、幼稚園のベースにやっているところが多いですし、保育所由来のところについては、逆に生活時間を重視するというケースもあります。

○白石主査 この数が当初予定されていたより、あまり爆発的に増えていかないのを見ると、やはり手続が大変だったり、補助金が一元化されていなかったりということで、申請する側にあまり便益がないということも言われると思うんですが、その次のページ辺りに書かれている補助金の手続の一元化とか、申請書類の共用化、これは共用化ということだけで、フォーマットが同じなだけで、2枚出さなければいけないのではないですか。2種類。

○義本課長 基本的にはこれは別の補助金を使っていますから、それぞれの申請書類を書いていただくのが原則です。ただ、その中でも、共通できる部分については共通化を図ろうというような趣旨ですね。

○白石主査 でも、2枚出さなければいけないですね。

○義本課長 2種類の補助金ですので、そうです。

○白石主査 ペーパーが一緒になっただけで手続論がダブルというのは、全然簡便な措置にはなっていないですね。ここは何か工夫をしていただける余地はないのでしょうか。せっかく両省で認定こども園のセクションもつくっていらっしゃるのですから、もっと事業者の人たちがこの制度に乗りやすいような簡便な手続と言いますか。

○義本課長 手続の簡素化を一層進めていただきたいということで、通知ではお願いしておりますけれども、それが今、どれだけ進んでいるかとか、どういう課題があるかについては、ここに書いていますように、年度内でもやはり実態調査をしたいと思っておりますので、そこを踏まえた上で運用改善をしていきたいということです。

○白石主査 年度内に実態調査をしていただいて、結論はいつぐらいに出るんですか。

○義本課長 ここは、パッケージでの結論というよりも、むしろできることについては逐次やっていくということだと思います。

○白石主査 それは何か調査と改善の計画みたいなものをお出しいただくことはできるんですか。うちはこういうものをこれぐらいまでにやっていきますみたいなスケジュール感。こういう問題があって、これについては逐次検討とか、これはちょっと時間かかりますよみたいなプランをお示しいただくことはできるんですか。

○義本課長 実態調査も、どういう形で進めるかというものについてはスケジュールは出せますけれども、今、主査おっしゃったような個々の課題について、どうなのかということについては、まず調査をさせていただかないと無理ですね。

○白石主査 調査のプランというか、どういう内容でいつ、調査するスケジュールという計画はできているのでしょうか。

○義本課長 これからです。

○事務局 調査は、ある程度幅広く、いろいろな項目をカバーした格好で設計されるのだろうと推察いたしますけれども、認定こども園の制度というのは規制改革会議が前々からお話し合いをしてきたテーマでございますので、調査の設計の在り方も含めて、こちらもご相談にあずかりたいというふうに委員側は考えると思っておりますけれども、それはよろしいのでしょうか。

○義本課長 まず私どもで検討させていただいて、それを情報提供させていただくということはできると思います。ですから、事務局がおっしゃったように、2ポツにも挙げられますように、運用上の課題とか、保護者の評価とか、県とか市町村単位で、いろんな形で先進的に取り組んでおられるケースもあると思いますので、そこをまず把握させていただくということだと思います。

○翁委員 私どもも、一元化を目指して認定こども園というのは存在していて、それがどういうふうこれから改善していくかということを非常に関心を持っておりますので、是非こういった調査についてはご協力させていただき、連携しながらやっていければと思っております。

○白石主査 制度の見直し、認定こども園をつくってから施行後5年ということの前々からおっしゃられているんですけども、これも先ほどからのお話とずっと共通するんですが、5年待ってしまうと、実際、その5年間に、制度が複雑とか、やってもメリットがないからどうでもいいやというところが増えてくると、数としても増えないですし、待機児童数の減少にもつながらないと思うんですが、これをもう少し早めていただくことはできるんでしょうか。

○義本課長 国会のご決議で決めていただいたことですから、私どもの立場としてはやはり5年という枠組みで制度の見直しということですか、それに則ってというのが基本だと思っています。ですから、ここにありますように、まずは普及をしていく。自治体を見ていると、市町村でも窓口自身の設置が3分の2ぐらいにとどまっていることがありますので、理解を進めたいというのがありますし、そういう理解の問題もそうですし、それから、運用上、問題としてどう改善するか、そこにまず取り組まないといけないと思います。その上で制度の枠組みの問題ということですか、そこはやはりスケジュールどおり私どもとしては取り組んでいきたいと思っています。

○白石主査 でも、5年後にやるのか、早い時点で準備をするのかによって大きく違ってきます。今、ヒアリングとかアンケートによって、いろんな問題点が、これから出てくると思うんです。出てきたとしても、5年を待たないと制度改正には入れないということですか。

○義本課長 ですから、運用の改善はやりたいと思っています。

○白石主査 それについては是非お約束をしていただきたいと思います。

○義本課長 ただ、制度自身の問題となると、国がありますように、まず国会の議決というのがありますから、その上での見直しということだと思います。

○事務局 会議としても、拙速な検討を迫っているつもりはなくて、環境が変われば、5年後に見直すというターゲットの見直しもあり得るのではないかと。例えば、当初の想定よりもかなり早く普及が広がった場合は、検証のチャンスも早めに来るでしょうし、あるいは当初の想定を大幅に下回る、遅々として普及が進まないという場合は、どこかに問題があるかもしれないという検証を前倒しで行わなければいけないということもあり得ると。ですから、5年というのは1つの区切りではあるでしょうけれども、状況の変化に応じて見直しもあり得べしと、その辺はいかがでしょうか。

○義本課長 ただ、前倒しありきという議論ではないと思うんです。そこは制度を着実に普及し、定着を図っていった上で、その上でなお喫緊に改正を迫られている、そういう問題がもしあるのであれば、それは理論的にそういうことはあるかもしれませんが。ただ、そこはまだ検証はこれからですし、まずは運用の改善を図っていく、そこだと思います。

○鈴木専門委員 関連する質問なんですけれども、そもそも、この認定こども園というのはどれぐらいの規模で、どれぐらいの目標数をつくるというような、財政的なバックも考えなければいけない訳ですので、どういう想定でいらしたんですか。

○田河課長 国会で聞かれた時は、いろんな状況とかを見てみると1,000ぐらいかという答弁も。

○鈴木専門委員 年間の話ですか。

○田河課長 いえ、ストックベースです。確か今、105 という数字は出ておりますけれども、これは希望だけで、実際どうなるかというのはわかりませんが、今年の春、我々も両省一緒になって、都道府県を通じて、どれぐらい申請を考えているかという。

○義本課長 これは資料に、(1)の次のページぐらいにあると思うんです。

○田河課長 これを見ていただくと、19年度中の申請見込みが500ぐらい、20年度以降から、21年とか22年、そんなのも入ると思うんですけれども、それが1,400件ぐらいで、合計すると、申請自身を考えているというレベルでは2,000件で、むしろ当初予想していたよりは多いぐらいなんです。ただ、これは本当に申請するののかというのはまた次のステップになる訳で、我々として、そこの希望というのをどう生かしていくのかというの、

両省うまく進めようという話になる訳です。

○白石主査 お時間があと 10 数分程度になってきてしまったので、ちょっと飛ばして、ベビーシッターのことについてお伺いをしたいんですけれども、宜しいでしょうか。

○義本課長 どうぞ。

○白石主査 ベビーシッターの補助券というのが、ベビーシッター協会に入っているところでしか使えないということで、ここに入っていない事業者さんにヒアリングをさせていただいた時に、それはちょっとおかしいのではないかなというご意見をいただいたんですが、なぜベビーシッター協会に入っているところしかだめなんでしょうか。

○義本課長 (5)に回答を書かせていただいていますけれども、一定の水準の担保があるというのがベースだと思います。その場合、未来財団が判断するメルクマールとして、このベビーシッター協会の会員の資格要件、①から③にありますけれども、その辺を考えた場合、その資格要件を活用させていただいているというふうな性格だと理解しております。

○白石主査 ただ、私どもがヒアリングさせていただいた事業者さんは、これを上回る努力をしていらっしゃる場所だったんです。追加でお伺いしたいのは、ベビーシッター協会の中で研修とか教育指導をやったり、保険に入っているといったことは、協会外でもやろうとすればできることですね。やっていることの実効性、果たして実効性があるのかということと、入っていないところに対するインセンティブはどうなるのか、この2点、お聞かせいただけますか。

○義本課長 (6)に挙げさせていただいていますけれども、入会金が結構高額だというご指摘があったという話があるんです。

○白石主査 下がってこれなんですね。

○義本課長 はい。協会のご判断で5万円に引き下げたということもあると思います。

○翁委員 本来はむしろ資格要件だけにすべきではないですか。ベビーシッター業ということをして正式に認可しているのであればですね。入会金を設けるような仕組みというのはやや違和感を持ちます。

○白石主査 発生ベースで費用を払えばいいのではないですか。入会金と年会費というの

が果たして本当に質の向上を高めるために使われているのかどうかということも非常に疑問なんです。

○鈴木専門委員 そのご評価はされているのかということですね。

○義本課長 この事業自身が未来財団の事業という形でやっていただいている訳ではありませんので、そこに国のお金というか、特別会計ですから、事業主の拠出金ですけども、出させていただいているということでございます。そこは財団の方での、資格というか、質の確保の1つの考え方としてこういう整理をしているということですから、私どもとしては、そういう理解をしているということです。

○白石主査 なぜ、こども未来財団でなければならなかったんですか。

○義本課長 この事業は、(3)でも書かせていただいておりますけれども、いわゆる児童手当の事業主の拠出金を活用して、特別会計の児童手当勘定という形で、児童育成事業として出しているということでございます。ですから、その受け皿としての法人というか、機関の在り方を考えた場合、こども未来財団が適当な機関だという形でやっておる訳でございます。

○鈴木専門委員 事業主が選んでいる訳ではないのですね。

○義本課長 ここは、(1)でも書いていますように、ベビーシッター育成事業だけではなくて、全体の子育て支援事業の助成金という形の一環として未来財団がやっている。その中で、(3)の3ポツにも書かせていただいていますように、事業を仕組むに当たって、利用券の発送ですとか、受領とか、料金の算定というような、そういう事務がかかりますので、そこに協力する、事務協力するという形で協会が関わっているという形にしているところです。

○白石主査 特別会計の時は必ず公益法人に委託しなければいけないというルールはあるんですか。

○義本課長 民間に助成するということでもありますので、その観点から未来財団が公益法人として、その受け皿として機能を果たしているということでございます。

○白石主査 お答えいただいていると思うんですが、特別会計だと必ず公益法人でないといけないのかということです。例えば競争入札をして、もっと能力があって、もっと安

くできるところという選択肢はなかったのか。

○義本課長 ただ、結局、この事業がいろんなベビーシッター事業者に関わっていただくという観点から考えての、一番効率的で、しかも適正にやれるということになると。

○白石主査 ただ、ベビーシッター協会は100社程度しかないんですよ。

○義本課長 はい。

○白石主査 いろんな事業者と言いながら、たかが100社をコントロールするのに、なぜここの財団でなければいけなかったのかという理由をお聞きしているんです。

○義本課長 ですから、さっき申し上げましたように、シッターの割引の事業だけではなくて、子育て支援のいろんな事業を特別会計の事業としてやっている訳でございます。その事業の実施主体として未来財団に委託してやっているということです。

○翁委員 でも、今、こういう事業とか、あと、NPOの事業とか、本当にあちこちでできていますね。ですから、100社だけにこういった補助をするというやり方が本当に適切かどうかということについては是非ご検討いただきたいんです。

○義本課長 これは財団自身が質の担保をどういうふうにするかという問題でございますので、今の形が一番効率的な方法だと財団が判断しているということだと思います。

○白石主査 競争相手はいない訳ですね。例えば競争入札をしたり、この事業をやるのに、未来財団以外のところではできないのかどうか。官業民営化にもつながってくると思うんですけども、競争相手がない中でここに決めているということですね。

○義本課長 ですから、さっき言ったように、個々の一個一個の事業だけではなくて、全体の子育て支援事業の中で考えています。

○白石主査 それは他の民間会社でも、やらせようと思えばできなくはないでしょう。最初からそういう契約形態で、ベビーシッターの券の配布だけではなく、他の事業の調査研究もやってくださいよということをお聞きすれば、できなくはないですね。

○義本課長 ただ、最もふさわしい法人として、ここを私どもとしては考えています。

○白石主査 どういう観点でふさわしいのかをお聞きしているんです。

○義本課長 ですから、この事業をやるに当たって、児童手当の特会の拠出金を使っているということです。

○白石主査 ここには厚労省のOBは何人ぐらい行かれていますか。

○義本課長 今、データを持っておりません。

○白石主査 それは後でお教えいただきたいと思います。

○事務局 特別会計という公費を投入する事業の実施を誰に、どういうプロセスで委託するのかという議論をされているのですが、これはこれで会議としても1つの大きなテーマです。一方で、受託された業務を配分する先が受託事業者のメンバーでなければいけないという点も別に論ずるべきだろうと。それは未来財団が判断した、ベビーシッター協会が活用した、ということで済ませてはいけないのではないかと。あくまで特別会計という公費を投入している訳ですから、その配分の在り方については、御省として責任があるはずですね。研修マニュアルの整備や損害賠償責任保険の締結など、公費を配分する以上は一定の質を担保する基準が必要だという部分については、会議も異論はないと思われそうですが、それイコールベビーシッター協会の正会員だというのは論理的な飛躍があるんじゃないでしょうか。そこに問題があるとすれば、公費を拠出している厚労省として、ここは改めなさいと言うお立場にあるのではないですか、という質問ですね。

○義本課長 今の話としては、メルクマールとして適正かどうかというところでのお尋ねですね。正会員にしているかどうかという問題は。それは結局、透明性の問題とか、あるいはその判断です。

○事務局 一定の基準、クオリティをクリアしているかどうかということと、それがたまたま特定の財団の会員資格と限りなく近いということはあるかもしれませんが、それはイコールではないですね。

○義本課長 理論的にはイコールではないですね。

○事務局 イコールではないですね。

○義本課長 理論的にはです。ただ、結局、その中でどういうメルクマールをするのがい

いのかということ考えた場合、限りなくそれに近いものですから、それを今、活用しているということですね。そういう実態です。

○事務局 限定するというのは、意味が違いますね。活用するというのと、限定するというのは。これは入会金が5万円に安くなったかどうかということとはまったく別にクリアにするべき点ではないですか。

○白石主査 入会金が安くなって、8年間で約20社ぐらい会員が減っているんですね。ユーザーからしてみれば、会員数の減少によって選択できる範囲が非常に狭まった。そんなにすばらしい事業と資質向上をやっていただいているんだったら、もっとウナギ上りに会員数は増えてもいいと思いますし、それによってベビーシッター事業の普及とユーザー側の便益につながるという逆の現象が起きているのではないですか。

○義本課長 入会金を下げたのは今年からなので、その効果がどうなのかということについてはまだわかりません。

○白石主査 その判断のスピード感もあったと思いますが、8年間で20社減った、その限定された会員の中でしか使えないのが問題です。

○翁委員 少なくとも、この間、世の中にはベビーシッターはものすごく増えていますね。ベビーシッター的な活動をするNPOはじめ、類似のサービスを提供する方々は本当に増えていると思うので、ここについてはやはり今、事務局が申し上げたように、問題が大きいと思っております。

○鈴木専門委員 それと、ベビーシッター事業を次世代育成支援と一体でこども未来財団に受託しなければいけないというのはよくわからないですね。なぜベビーシッター事業だけを切ってはいけないんですか。そこは切り分けられないんですか。

○義本課長 その資料にも付けていますように、子育て支援事業の一環として助成金を出していますので、全体として束ねて整理しているということです。

○白石主査 ここでの研修を受けられた方たちに、直後にいろいろ感想をお聞きになっていらっしゃると思うんですけども、ベビーシッターとして活動されて、果たしてここでの研修とか教育指導が役立ったかどうかという、ある時期を置いた上での調査などというのはされていないんですか。

○義本課長 していないですね。

○白石主査 果たしてそれが実効性があるかどうか。研修は受けた直後と、実務に生かしてからと、ありがたみも変わってきますね。

○義本課長 そうですね。

○白石主査 是非そういう調査をやっていただきたいと思いますし、まず、限定された会員にのみしか割引券が利用できないという、ここの構造を改めていただきたいんです。

○義本課長 さっきの調査の話とか、こういうメルクマール自身の実効性がどうなのかということについては、私どもは今、データを持っていませんので、そこは未来財団の考えとかいうことも、協会とも考えないといけませんけれども、何ができるかについては考えたいと思います。

○翁委員 広く活用されて、利用者がよりこのサービスを広く受けられるような方向でご検討いただきたいと思います。

○義本課長 ただ、実効性として、さっきおっしゃったような、これによって会員数に影響が出ているのかどうかとかいう問題も実際あるのかどうかも含めてですね。

○事務局 ベビーシッター協会の行っている研修の実効性とか、入会金引下げの効果がどうあるかという検証の話と、公費を配分するルールと、公費配分の事業を受託している特定の財団の会員資格要件とがリンクしていること自体というのはまったく別の話ですね。これはこれで早急に検証して、必要があれば改めていただくということではないでしょうか。具体的に言うと、ここに書いてある1、2、3の要件を満たすベビーシッター協会の会員でない事業者がいた場合に、その事業者が割引券の利用を妨げる根拠はどこにあるのですか。今の受託のプロセスがそれを排除しているとすれば、その設計自体に問題があるのではないですか。これは、ベビーシッター協会のレベルや、会費が高いとか安いとか、そういうこととは別に検証すべきことではないかという趣旨です。

○義本課長 協会自身の話というより、むしろ財団としてどういうふうなメルクマール設定をするかどうかの話ですね。

○事務局 いいえ、それは財団としてではなくて、特別会計を一定の目的の下にある財団に渡しており、その財団が、その中の一部の事務をある社団に渡している訳ですね。それ

が再受託先の正会員に限定する制度が設計されているとすれば、これは財団や社団の責任ではなくて、公費を投入している厚労省として検証して改めるべきところは改めるということではないでしょうか。

○義本課長 結局、どういう形で受託先を決めるかとかいう問題については、国の関わりもありますけれども、基本的には実施主体である財団のご判断というところが大きいと思います。

○白石主査 違うんじゃないですか。防衛省の守屋さんの事件もあれだけ今、話題で、世間を賑わしているのですから、発注する上での透明性とかフェアネスは問題になってくると思います。それと、こども未来財団、先ほど、調査とか、いろいろ研究、周辺事業も委託されているというふうにおっしゃったんですけれども、ここのメンバーの中で果たして実質的にどれぐらいの人数がそれに関わっていらっしゃるのか。トンネルをやっている事業がとても多くないですか。外に発注しているという。だから、ここである必然性がどこまであるのかということもあわせて、後日で結構でございますので、お示しをいただければというふうに思います。

○義本課長 時間もありませんから、整理してまたお出しいたします。

○白石主査 お願いします。あと、事務局から何かありますか。

○事務局 病児保育と保育ママのところは積み残しになってしまったのですが、改めて日にちを設定するのは難しいと思われまして、できれば答申案文の中に入れてさせていただいて、ご意見をいただくということで。

○白石主査 そうですね。田河さんと小林さん、同席をしていただいて、何か追加がございますか。あまり今日はお話をいただけなかったんですが。

○小林課長補佐 病児保育担当ということで、勉強させていただきますので。

○白石主査 是非お願いします。何か一言。どうしてもこれだけはということとは。

○小林課長補佐 ここに書いているとおりでございますけれども、地域の実情に応じて適切に実施させていただくような予算配分等々、病児保育では行っておりますし、また、今後、必要性が高まる一方であるということもございますけれども、子ども子育て応援プランの中でも1,500か所という目標値の設定がございまして、その達成に向けて引き続き取

り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○白石主査 だから、降ってくるお金に比べて、現場でかかる人件費とか、空気を見ているお金がかかっているのに、お金が足りないという話なんですね、要するに。でも、当会議として、お金を増やしてということはなかなか言いにくいものですから、もっとお金が有効的に生きる方法とか、箱物を前提としない病児保育サービスに何か予算をつけていただくとか、いろんなやり方がないかなと思って、もっと意見交換をしたかったんですが、時間切れですので、また書面でやりとりをさせていただければと思います。すみません、せっかく来ていただきましたが。

以上をもちまして意見交換を終わりにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(厚生労働省・文部科学省関係者退室)

(以上)